

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和6年10月28日

公益財団法人日本ゴルフ協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<http://www.jga.or.jp/>

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|---------------------------------|--|--|---|
| 1 | [原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | (1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること | (1)中期事業計画は5年間で策定することを2021年3月の理事会において決定。2021年度9月の理事会で基本内容が承認された。2022年3月の理事会において中期計画の詳細及び公表について審議した結果、さらに内容を精査し、2022年6月の理事会で最終版を確認し、公表することを決議した。 (2)HP上にて公表している。 (3)計画策定にあたり、理事はじめ各委員会及び職員等から幅広く意見を募り策定した。 | JGA中期事業計画 2020年度第5回定時 理事会議事録 2021年度第2回臨時 理事会議事録 2021年度第4回定時 理事会議事録 2022年度第1回定時 理事会議事録 |
| 2 | [原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | (2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること | (1)組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画については、中期計画P20内に外部人材や短期人材の活用等明確にしている。 (2)HP上にて公表している。 (3)計画策定にあたり、理事はじめ各委員会及び職員等から幅広く意見を募り策定した。 | 1と同じ |
| 3 | [原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | (3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること | (1)財政の健全性確保に関する計画については、中期計画P20内～P22内に財政基盤の強化として主催競技におけるスポンサープログラムの再検討や寄付金収集の活性化等明確にしている。 (2)HP上にて公表している。 (3)計画策定にあたり、理事はじめ各委員会及び職員等から幅広く意見を募り策定した。 | 1と同じ |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|---------------------------------------|--|--|--------------------------|
| 4 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること | (1) 外部理事の目標割合については、「役員候補者選考方法等に関する規定」第8条にて設定している。目標25%以上に対して、現在36%である。 (2) 女性理事の目標割合については、「役員候補者選考方法等に関する規定」第8条にて設定している。目標40%に対して、現在40%である。 | 役員名簿 役員候補者選考方法等に関する規程 |
| 5 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること | (1) 現状13人の評議員で構成されている。外部評議員の割合は、現在15%、女性評議員の割合は、15%である。 (2) 外部評議員、女性評議員の目標割合を明確にしている規程等はないが、次回改選時(2028年)までには規程の改定・整備等を行う予定である。目標達成に向け地区連盟等に女性評議員候補者の育成を促していく。 | 役員名簿 |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|---------------------------------------|---|--|---|
| 6 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること | (1) 2022年9月理事会にてアスリート委員会の骨子について審議し、2022年12月理事会にてアスリート委員会の設置及びアスリート委員会規程を決議した。規程内に年1回以上の開催と定めており、2023年12月、2024年4月に第1回アスリート委員会を開催した。 (2) 構成については、女性委員長1名(理事)、委員9名の内5名が女性である。またアスリート委員会規程第4条3項にてプロゴルファー男女各1名、アマチュアゴルファー男女各1名を置くものとしており、各方面から様々な意見が出るようバランスに配慮し構成している。 (3) アスリート委員会規程第4条2項に「委員長は原則理事が就任することし・・・」と明記している。2023年12月理事会にてアスリート委員会の内容について委員長より報告があった。 | アスリート委員会規程 アスリート委員会名簿 アスリート委員会議事録 |
| 7 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである | (2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること | (1) 定款第21条に定める通り理事の定員28名以上33名以内であり、2024年10月1日現在、理事33名で適正な規模と判断している。理事の中には、弁護士、大学教授、企業経営者等、豊富な知識を有している者で構成され、2023年度においては、定時・臨時を含めて理事会を年3回開催し、実効性も確保できる体制としている。 | 定款 役員名簿 |
| 8 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること | (1) 役員候補者選考方法等に関する規程第3条第3項にて、理事の選任時の年齢は80歳以下に制限している。80歳以上の理事は在任していない。 | 役員候補者選考方法等に関する規程 |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|---------------------------------------|--|--|--|
| 9 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること | (1) 役員候補者選考方法等に関する規程第3条第4項にて、理事及び監事の再任は通算5期(10年)までとする制限を設けている。現在10年を超えて在任する理事及び監事はいない。 【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】 | 役員候補者選考方法等に関する規程 |
| 10 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること | (1) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置している。同委員会の委員は、評議員2名外部有識者3名(うち女性1名)で構成されている。 | 役員候補者選考方法等に関する規程 役員候補者選考委員会名簿 第1回役員候補者選考委員会議事録 第2回役員候補者選考 |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|-----------------------------|---|---|--|
| 11 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること | (1) 倫理規程、懲戒規程、就業規則、準職員就業規則等で法令順守についての規程を整備している。 | 倫理規程 就業規則 準職員就業規則 懲戒規程 |
| 12 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか | (1) 定款、理事会規程、常務理事会規程、委員会等規程、役員職務権限規程、事務局組織規程等で法人に必要となる一般的な規程を整備している。 | 定款 理事会規程 常務理事会規程 委員会等規程 役員職務権限規程 事務局組織規程 |
| 13 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか | (1) 個人情報保護管理規程、内部通報規程、会計処理規則、事務処理規則、リスク管理規定、テレワーク勤務規程、印章取扱規程等一般的な規程を整備している。 | 個人情報保護管理規程 内部通報規程 会計処理規則 事務処理規則 リスク管理規定 テレワーク勤務規程 印章取扱規程 |
| 14 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか | (1) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程、職員給与規程、退職給与規程、役員委員旅費規程、職員旅費規程等整備している。 | 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程 職員給与規程 退職給与規程 役員・委員出張旅費規程 職員旅費規程 |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|-----------------------------|--|--|--|
| 15 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか | (1) 定款に定めるほか、会員規程、寄附金等取扱規程、特定費用準備資金等取扱規程等整備している。 | 定款 会員規程 寄附金等取扱規程 特定費用準備資金等取扱規程 |
| 16 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか | (1) 財政的基盤を整えるため会員規程、寄附金等取扱規程、特定費用準備資金等取扱規程等整備している。また公益法人として寄付金が集まりやすい環境を整えるため、令和4年11月に内閣府より税額控除認可を得て、寄付金募集に努めている。 | 会員規程 寄附金等取扱規程 特定費用準備資金等取扱規程 税額控除に係る証明 |
| 17 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程 その他選手の権利保護に関する規程を整備すること | (1) ナショナルチーム選手選考に関しては①男子ナショナルチーム選考基準、②女子ナショナルチーム選考基準をホームページにて公開している。 (2) 選手の権利保護規程を整備している。 (3) 選手選考に関する規程の作成者の選定については、ナショナル強化委員会にて行っている。 | ナショナルチーム選考基準 選手の権利保護規程 |
| 18 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること | (1) レフェリー規程を整備している。 | レフェリー規程 |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|---------------------------------|--|---|---|
| 19 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること | (1) 弁護士とは顧問契約はしていないが、スポットでの相談を依頼しており、日常的に相談できる体制となっている。また弁護士1名が常務理事に在籍しており、相談内容に応じて適切な相談ルートを確保している。他社労士、会計士、税理士、協力医も同様に、常に相談できるルートを確保している。 (2) 弁護士1名が常務理事に在籍しており、随時アドバイスを受けながら法的知識の向上を図っている。 | |
| 20 | [原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。 | (1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること | (1) 倫理委員会を設置しており、年に2回程度開催している。(2023年度2回実施)以前は事案が発生した時ののみの開催となっていたが、昨年度からは規程に基づき年2回開催し、今後もコンプライアンスに対する強化に努める。 (2) 倫理委員会規程により、役割や権限事項が規程されている。 (3) 倫理委員会の構成員に、女性委員を1名配置している。 | 倫理委員会規程 委員名簿 2023年度第1回倫理委員会議事録 2023年度第2回倫理委員会議事録 |
| 21 | [原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。 | (2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること | (1) 倫理委員会の構成員に弁護士、学識経験者等の有識者を配置し、構成員1名弁護士を配置している。 | 委員名簿 |
| 22 | [原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること | (1) 2020年12月開催の臨時理事会にて役員向けスポーツ庁民間スポーツ参事官による「スポーツ団体ガバナンスコード」勉強会を行った。 2021年に役職員向けに厚生労働省より出されているハラスマント動画研修を行った。 (https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/) 2022年11月に役職員向けに「利益相反」についてのコンプライアンス勉強会を行った。 2024年については、12月末までに役職員向けにコンプライアンス研修を実施予定。 尚、コンプライアンス教育の実施計画がないため、2025年3月末までに作成する。 | 「スポーツ団体ガバナンスコード」資料 益相反勉強会資料 |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|---------------------------------|---|---|-------------------------------|
| 23 | [原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること | (1) ナショナルチーム強化合宿等で各種コンプライアンス教育を年に1回以上実施している。2023年12月の強化合宿ではアンチドーピング講習会並びに行動規範についての説明を選手及び指導者向けに行っている。 また2ヶ月に1回の選手面談にて行動規範について説明をし、理解を深めている。 尚、コンプライアンス教育の実施計画がないため、2025年3月末までに作成する。 | アンチドーピング勉強会資料 ナショナルチーム行動規範 |
| 24 | [原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること | (1) レフェリー向けに各種コンプライアンス教育を年に1回以上実施している。 | レフェリー向けコンプライアンス勉強会資料 |
| 25 | [原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである | (1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること | (1) 法律事務所とは案件ごとに相談している。契約書のチェック等早急に対応し、また常務理事に弁護士が在任しているため、日常的に相談できる体制を整えている。 (2) 監査法人との監査契約を締結し、税務、公益法人会計の適正処理のアドバイスを受けている。日常的に相談でき、不明なところは早急に対応頂いている。 | 監査契約書 |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|--------------------------|--|---|---|
| 26 | [原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである | (2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること | (1) 事務処理規則、会計処理規則、職員旅費規程を整備し、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立しており、チェック体制を敷いて運用している。 (2) 監事を3名配置している。監事は企業財務部門や経営者等でありかつ協会の目的を理解し、専門的知見を持ち、多様な経験を有しておりますと適正があると判断している。 (3) 毎年監査法人、監事による監査を受け、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。 | 会計処理規則 事務処理規則 職員旅費規程 役員名簿 2022年度監査報告書 監事名簿 |
| 27 | [原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである | (3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のため求められる法令、ガイドライン等を遵守すること | (1) JOCより選手強化事業への助成、JSCからの助成を受けている。助成支給団体の定める実施要領や会計処理の手引きに従い、遵守している。さらに倫理規程第4条8項において、助成金等の処理に関する不正を禁じている。 | 倫理規程 競技力向上事業等実施要領 会計処理の手引き |
| 28 | [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。 | (1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと | (1) 財務情報等について、法令に基づき計算書類(貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録)、事業報告書並びにこれらの附属明細書、事業計画書、収支予算書、定款、役員名簿等事務所に備え置きし、且つ当協会HPで公表している。 | 2023年度決算報告書 2023年度事業報告書 2024年度収支予算書 2024年度事業計画書 |
| 29 | [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。 | (2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること | (1) ナショナルチーム選考基準に関しては①男子ナショナルチーム選考基準、②女子ナショナルチーム選考基準および選手名を当協会ホームページにて公開している。 http://www.jga.or.jp/jga/html/national_team/selection_m.html http://www.jga.or.jp/jga/html/national_team/selection_w.html | ナショナルチーム選考基準 |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|------------------------|---|---|--|
| 30 | [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。 | (2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること | (1) ガバナンス遵守状況の自己説明を当協会HPで開示。定款、懲戒規程等も同様である。 http://www.jga.or.jp/jga/html/about_jga/outline.html | |
| 31 | [原則8] 利益相反を適切に管理すべきである | (1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること | (1) 契約については、金額の多寡、重要性等問わず事務処理規程を経て、客観性、透明性を持って慎重な検証を行っている。 (2) 利益相反の管理については、利益相反管理規程第3条4条にて役員の利益相反取引を原則禁止する条項や議決方法等について整備している。 | 倫理規定 関連当事者との取引に関する調査回答書 利益相反管理規程 事務処理規則 |
| 32 | [原則8] 利益相反を適切に管理すべきである | (2) 利益相反ポリシーを作成すること | (1) 利益相反管理規程を策定し、利益相反を適切に管理している。 | 利益相反管理規程 |
| 33 | [原則9] 通報制度を構築すべきである | (1) 通報制度を設けること | (1) 通報窓口を設置しており、HPで周知している。通報方法については、電話・電子メール・FAX・書面・面会としている。 http://www.golf-association.jp/ethics/ (2) 通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課している。 (3) 通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて記載している。 (4) 内部通報規程第5条にて、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。 (5) 通報窓口である管理責任者により、役職員に対して周知徹底している。 | 内部通報規程 |
| 34 | [原則9] 通報制度を構築すべきである | (2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に入整備すること | (1) 内部通報規程第2条2項にて「速やかに倫理委員会の委員長に通報等の内容を報告する。」と定めている。倫理委員会の委員長は弁護士が在任している。 | 倫理委員会規程 委員名簿 |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|---|--|---|-------------------------|
| 35 | [原則10] 懲罰制度を構築すべきである | (1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること | <p>(1) 倫理規程第4条にて禁止行為(遵守事項)について定めており、倫理規程第2条に処分対象者の範囲、懲戒規程3条にて処分の種類、内容、懲戒規程第6条、7条、及び倫理委員会規程第7条2項、第12条、第13条に処分に至るまでの手続きを定めている。</p> <p>(2) 倫理規程、懲戒規程、倫理委員会規定については、当協会HPに周知している。 http://www.jga.or.jp/jga/html/about_jga/outline.html</p> <p>(3) 処分対象者に対し、意見聴取の機会を設けることを懲戒規程内に明記している。</p> <p>(4) 懲戒規程第7条にて、処分の対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由について定めており、不服申立手続きの可否、手続きの期限、スポーツ仲裁への不服申立についても記載している。</p> | 倫理規程 懲戒規程 倫理委員会規程 |
| 36 | [原則10] 懲罰制度を構築すべきである | (2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること | <p>(1) 倫理委員会で処分を決定し、常務理事会または理事会で最終決定する。倫理委員会、常務理事会、理事会には弁護士及び外部有識者が在籍し、中立性、専門性を有している。</p> | 倫理規程 懲戒規程 倫理委員会規程 |
| 37 | [原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。 | (1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めている。 | <p>(1) 懲戒規程第9条に、(公財)日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めている。</p> <p>(2) 自動応諾条項の対象事項には、懲罰等の不利益処分に対する不服申立に限らず、代表選手への選考を含むNFのあらゆる決定に対する不服申立ができる旨記載している。</p> <p>(3) 日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従う運用をしており、申立期間に制限は設けていない。</p> | 懲戒規程 |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|--------------------------------------|--|--|--------------------|
| 38 | [原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべ | (2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること | (1) 懲戒規程7条にてスポーツ仲裁の利用が可能であることを定め、かつ当協会HPにて公開している。また、対象者への処分決定通知に、懲戒規程が定める不服申し立てができる旨を記載している。 | 懲戒規程 処分通知書(ひな型) |
| 39 | [原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。 | (1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること | (1) 危機管理については、会長、専務理事、担当理事、事務局長による体制を構築している。 (2) 危機管理マニュアルを策定している。 (3) 危機管理マニュアルに、初動アクションや事案の内容によっての対応等一連の流れを含んでいる。 (4) 危機管理マニュアルに、不祥事対応として、外部調査委員会を設置するかを協議するかを協議する過程をフローに入れている。 | 危機管理マニュアル |
| 40 | [原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。 | (2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施 | 該当なし | |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|--|---|---|---|
| 41 | [原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。 | (3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施 | 倫理委員会委員長には弁護士1名が在任し、外部調査委員会である倫理委員会は独立性、中立性、専門性を有している。 | 倫理委員会名簿 |
| 42 | [原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | (1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと | (1) 各地区連盟と業務執行に対し、地区連盟ごとに覚書を締結しており、権限関係を明確にしている。 (2) 加盟団体から推薦している役員や委員が出席する理事会や委員会の場において、スポーツ団体ガバナンスコード等の指導・助言等を行っている。 (3) 每年地区連盟へジュニア育成業務への支援金を支給している。また2020年度には新型コロナウイルスの影響により加盟ゴルフ倶楽部(当協会会員)が経営等のダメージを受けたため、地区連盟を通して、財政支援を行った。 | 組織図 加盟団体(地区連盟) との覚書 会員規程 「スポーツ団体ガバナンスコード」資料 |
| 43 | [原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | (2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと | (1) 年2回、会報誌を作成し、情報提供を行っている他、当協会ホームページに加盟団体への有益な内容を提供している。また当協会と各加盟団体の事務局長を交え定例会議を開催し、ゴルフ振興等についての情報交換を行っている。 加盟団体から推薦している役員や委員が出席する理事会や委員会の場において、スポーツ団体ガバナンスコード等の指導・助言等を行っている。 | 会報誌 第1回ゴルフ振興推進会議 第2回ゴルフ振興推進会議 第3回ゴルフ振興推進会議 「スポーツ団体ガバナンスコード」資料 |